要素	区分
(A) 定格電圧	(1) 125 V以下のもの
	(2) 125 Vを超えるもの
(B) 定格電流(定格電流表示のあるものの場合に	(1) 30A以下のもの
限る。)	(2) 30Aを超え60A以下のもの
	(3) 60 A を超えるもの
(C) 適用電動機の定格容量(適用電動機の定格容量	(1) 単相で400W以下のもの
表示のあるものの場合に限る。)	(2) 単相で400Wを超えるもの
	(3) 3相で750W以下のもの
	(4) 3相で750Wを超え3.7kW以下のもの
	(5) 3相で3.7kWを超えるもの
(D) 極	(1) 2極以下のもの
	(2) 3極以上のもの
(E) 電源側接続端子	(1) ねじ端子のもの
	(2) その他のもの
(F) 接続する電線の種類	(1) 銅のもの
	(2) その他のもの
(G) 開閉接触部の構造	(1) 刃形のもの
	(2) 塊状のもの
	(3) その他のもの
(H) 巻線の絶縁の種類(電磁開閉器の場合に限る。)	(1) A種のもの
	(2) E種のもの
	(3) その他のもの
(I) 接点の材料	(1) 銀のもの又は銀合金のもの
	(2) その他のもの
(J) 過電流引き外し素子	(1) あるもの
	(2) ないもの
(K) 過電流引き外し素子の数	(1) 2以下のもの
	(2) 3以上のもの
(L) 定格遮断電流(定格遮断電流表示のあるものの	(1) 1,500 A 以下のもの
場合に限る。)	(2) 1,500 A を超え5,000 A 以下のもの
	(3) 5,000 A を超え10,000 A 以下のもの
	(4) 10,000Aを超え20,000A以下のもの
	(5) 20,000Aを超え30,000A以下のもの
	(6) 30,000 A を超えるもの
機老・該当する要表記是乃が区分悉是に	